

令和5年4月1日から法改正により

「プラ資源」にプラスチック製品も加わりました

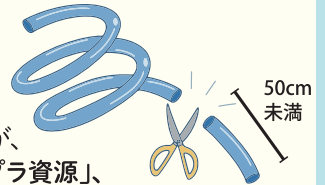


出し方のルール

- ・汚れは落としてください。
- ・「プラ資源」の指定袋に入れて出してください。
※集積所・収集日はこれまでのプラ資源と同じです。
※容器包装とプラスチック製品を混ぜてかまいません。
※レジ袋等に入れる、など二重袋にしないでください。

回収対象の大きさは、**1辺が50cm未満**です。

- ・衣装ケースやホース、ブルーシートなども対象ですが、50cm未満に切断すれば「プラ資源」、50cm以上の長さの場合は「燃やすごみ」をお願いします。



対象とならないもの

- **ペットボトル** (飲料・しょうゆ) → リサイクルステーション・店頭回収へ
※ラベル・キャップはプラ資源でOK
- まな板など厚みのあるもの(厚さ5ミリ以上) → **燃やすごみ**へ
- 家電類 (プラスチック製部品も含めて) → **埋立ごみ・燃やすごみ**へ
- ゴム、シリコン、靴・鞆など革や他の素材との混合物 → **燃やすごみ**へ

プラ資源の指定袋のデザインを一部変更します(7月頃から順次切替)



もちろん今までの指定袋も変わらずお使いいただけます